

令和7年度 長崎市貸与奨学生（高校生等）出願のしおり

長崎市教育委員会 総務課 総務係
〒850-8685 長崎市魚の町4-1
電話（代表）095-822-8888（内線4062）
（直通）095-829-1191
F A X 095-829-1297

長崎市の貸与型奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な方に対し、学資を貸与して、教育の機会均等を図ることを目的としています。

なお、本市から学資の貸与を受ける方を長崎市貸与奨学生といい、貸与する学資を長崎市貸与型奨学金といいます。

受付期間 令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月15日（木）必着

1 貸与奨学生となる資格

次の要件のすべてに該当される方に出願資格があり、その中から選考を経て決定されます。

- ① その生計を主として維持する者が、長崎市内に住所を有していること。
- ② 高等学校（通信制を除く）、中等教育学校の後期課程（通信制を除く）、特別支援学校の高等部（通信制を除く）、高等専門学校、専修学校の高等課程のいずれかに在学中の方（令和7年4月入学者を含む）であること。
- ③ 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者。

2 奨学金の貸与額等

月額 10,000円 ※他の奨学金との重複出願及び重複貸与可能です。

3 貸与月、利子、返還期間および遅延損害金について

貸与金は、毎年6、9、12及び3月に、それぞれの月までの分を本人に貸与します。ただし、今年採用者の初回貸与は7月の予定です。貸与する奨学金には利子はありません。返還は、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、10年以内の期間で完納しなければなりません。なお納期限を超過した場合は、遅延損害金がかかります。

4 連帯保証人について

出願の際、連帯保証人2人を選定していただきます。1人は父もしくは母またはこれに代わる方（以下「父母等」）で、他の1人は、父母等以外で出願者の父母等とは独立した生計で65歳未満(返還開始時)の収入のある方で、長崎市内に住所を有する方です。

貸与奨学生として採用された場合、父母等以外の連帯保証人の印鑑登録証明書や所得額確認への同意^(※1)及び調査同意書等も必要になります。（父母等以外の連帯保証人に関する書類は、採用決定後に提出していただきます。）

（※1）父母等以外の連帯保証人が、令和7年1月1日において長崎市外に住所を有していた場合には、最新の所得証明書または源泉徴収票（写し可）を別途提出していただきます。

注）連帯保証人が立てられない場合は、貸付けができません。

5 出願手続

（1）受付期間

令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月15日（木）必着

（2）受付場所

市役所12階（長崎市教育委員会総務課総務係）、各地域センター

※高等学校等で取りまとめる場合がありますので、在学する学校にご確認ください。

※郵送可（〒850-8685 長崎市魚の町4-1 長崎市教育委員会総務課 奨学金担当あて）

（3）出願に必要な書類（①～⑤は全員提出、⑥～⑨は該当者のみ提出してください。）

① 長崎市貸与奨学生願書

・「長崎市貸与奨学生願書の記入要領」を読み、出願者本人が漏れなく記入してください。

② 出願者本人の在学証明書

・在学する学校に申し出て証明を受けてください。

③ 連帯保証人となる父母等の印鑑登録証明書

④ 所定の貸与奨学生推薦書（用紙は同封しています）

・在学する高等学校等に申し出て証明を受けてください。

※推薦書は、封緘されたままご提出ください。開封したものは無効となります。

⑤ 本人のマイナンバー及び身元確認書類

※選考にあたり、世帯の所得額等を確認させていただく際にマイナンバーの利用によって申請時の所得証明書の添付が不要となります。

ア. 出願者本人が持参する場合

- 出願者本人のマイナンバーカードまたは番号確認書類^(※2)
- 出願者本人確認書類 ※マイナンバーカード（顔写真あり）を持参する場合は不要
 - ・ 1点で提出が認められる証明書
パスポート、運転免許証、障害者手帳など顔写真がある法律で定められたもの
 - ・ 2点の提出が必要な証明書（氏名、生年月日の記載が必要）
健康保険証、年金手帳、学生証、生徒手帳の在学証、在学証明書など

イ. 代理人が持参する場合

- 出願者のマイナンバーカードまたは番号確認書類^(※2)の写し
- 代理人の本人確認書類
 - ・ 1点で提出が認められる証明書
マイナンバーカード（顔写真あり）、パスポート、運転免許証、障害者手帳など顔写真がある法律で定められたもの
 - ・ 2点の提出が必要な証明書（氏名、生年月日の記載が必要）
健康保険証、年金手帳、学生証、生徒手帳の在学証、在学証明書など

ウ. 郵便で申請する場合

- 出願者本人のマイナンバーカードまたは番号確認書類^(※2)の写し
- 出願者本人確認書類の写し
 - ・ 1点で提出が認められる証明書
パスポート、運転免許証、障害者手帳など顔写真がある法律で定められたもの
 - ・ 2点の提出が必要な証明書（氏名、生年月日の記載が必要）
健康保険証、年金手帳、学生証、生徒手帳の在学証、在学証明書など

(※2) 番号確認書類：個人番号通知書、通知カード、住民票または住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるものに限る）。

⑥ 在学証明書 …次の該当者のみ提出

- ・ 出願者の兄、姉、弟、妹で高等学校、短大、大学、大学院及び専修学校等に在学中の方がいる場合は、その方の在学証明書又は学生証（生徒手帳）のコピーを添付してください。（小・中学校生は不要）

- ⑦ 単身赴任についての証明書 …次の該当者のみ提出
- ・主たる生計維持者（父または母）が、出願時において、仕事の都合により別居（単身赴任）している場合、本紙 8 ページの『書式 1』をコピーして勤務先から証明を受け、添付してください。
- ⑧ 就職・転職者についての月収証明書 …次の該当者のみ提出
- ・世帯員の中で、今年就職または転職した方がいる場合、本紙 8 ページの『書式 2』をコピーして現在の勤務先から証明を受け、添付してください。
- ⑨ 海外赴任についての証明書 …次の該当者のみ提出
- ・主たる生計維持者（父または母）が令和 7 年 1 月 1 日から現在に至るまで、仕事の都合により海外（国外）赴任している場合、本紙 9 ページの『書式 3』をコピーして勤務先から証明を受け、添付してください。

出願後に必要に応じて追加で書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

長崎市 貸与奨学生願書の記入要領

願書は、貸与奨学生選考上の重要な資料ですから、**出願者本人**が**ありのままの事実を具体的に書いてください**。また、文字は丁寧**に記入してください**。

①本人住所欄、②家族住所欄

- ・方書き（アパート名、寮名など）まで正しく記入してください。
なお、本人住所は入学後の住所をご記入ください。

③在学学校欄

- ・学校名と科名、課程（全日制・定時制など）、学年、所在地を記入してください。

④本人履歴欄

- ・卒業学校名、修業年数（最短年数）は、必ずご記入ください。

⑤家族構成欄

氏名欄は、本人（未成年者は保護者）に自筆で記入してもらってください。

- ・生計を共にしている家族全員を、「就学者以外の者」と「就学者」とに分けて記入してください。「続柄」の欄は貸与奨学生本人を基準として記入し、「同居又は別居」の欄は、世帯主（父母）を基準に該当するものに○をつけてください。
「個人番号」については、マイナンバーカード又は通知カードに記載の個人番号（12桁）を記入してください。

【注意】選考にあたり、生計を共にしている家族全員分（学生で無収入の方を除く）の令和6年分所得額（令和6年1月～令和6年12月分）を確認させていただく必要があります。給与所得者や年金受給者（遺族年金、障害年金受給者は除く）以外の方で、令和7年度（令和6年分）の市・県民税申告が未申告の場合（無収入を含む）は、所得状況の確認ができませんので、申告をおこなっていただきますよう、お願いいたします。

申告についてご不明な点がございましたら市民税課までお問合せください。

（ 長崎市財務部 市民税課 個人課税係 ）
TEL : 095-829-1427（直通）

⑥家族の状況欄

- ・該当するものに○をつけてください。

⑦貸与型奨学金を希望する理由欄（願書裏面）

- ・選考するときの参考としますので、詳しく記入してください。

⑧その他欄

・1～3のうち、該当する番号に○をつけ、1または2に○をつけた方は、他の奨学金の欄（日本学生支援機構・長崎県育英会）のうち、該当するものに必ず○をつけてください。

⑨連帯保証人欄

この欄は、**連帯保証人に自筆で記入**してもらってください。

- ・父母等は、長崎市に住所を有すること。
- ・父母等以外の連帯保証人は、次の条件を満たしている方を選んでください。

- 1 長崎市内に住所を有する方。
- 2 独立の生計を営む方（奨学生の父母等と別世帯の方）。
- 3 貸与型奨学金の返還開始時に65歳未満で収入のある方。

※ 連帯保証人は、奨学生または父母等である連帯保証人が返済を滞った場合等、返済の義務が生じますので、貸与型奨学金の返還について責任を負える方を選んでください。

【重要】同意事項

出願者本人、⑤家族構成欄、及び⑨連帯保証人欄の氏名の自署により、「住民基本台帳・税情報（所得の状況、生活保護受給状況及び障害者手帳取得状況）」を長崎市が確認することに同意する意思ありとして取り扱います。（未成年者については、保護者の代筆をもって同意したものとみなします）

6 貸与奨学生の決定及び通知

貸与奨学生は、願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて選考を経て、予算の範囲内で決定し、奨学生選考結果通知書により可否を通知します（7月頃の予定）。

なお、願書の記入字体が当課の電子計算機で取り扱い困難な場合には、類似する標準文字で記録することから、通知書など、当課からの郵便物の字体は標準文字になりますのでご了承ください。

貸与奨学生の決定通知を受けた方は、指定された期日に次に掲げる書類を提出していただきます（書類の有効期限の関係上、採用決定後に揃えてください）。

①誓約書

- ・当課より所定の用紙を送付します。押印する連帯保証人の印鑑は実印（印鑑登録証明書と同一のもの）を押印していただきます。なお、父母等以外の連帯保証人の方には、個人番号カード又は通知カードに記載の個人番号（12桁）を記入していたく欄及び長崎市教育委員会が、住民税の課税状況を関係行政機関に確認することへの同意印を押印していただく欄があります（※3）。

（※3）父母等以外の連帯保証人が令和7年1月1日において長崎市外に住所を有し

ていた場合には、最新の所得証明書または源泉徴収票（写し可）を別途提出していただくこととなります。また、マイナンバーの確認がとれる書類を確認書類として提出してください。

○添付書類：マイナンバーカード、個人番号通知書、通知カードまたは住民票（マイナンバーの記載のあるもの）

②印鑑登録証明書（連帯保証人父母等以外の者）

③貸与型奨学金振込口座届

- ・貸与は本人名義の銀行口座への振込みとしますので、当課から送付する口座届を提出していただきます。

④調査同意書（貸与奨学生及び連帯保証人2人分）

7 貸与奨学生の義務

(1) 貸与奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、すみやかに届け出なければなりません。

- ①休学、復学、転学又は退学したとき。
- ②停学その他の処分を受けたとき。
- ③連帯保証人を変更するとき。
- ④本人又は連帯保証人の住所、氏名の変更があったとき。
- ⑤貸与型奨学金を辞退しようとするとき。

(2) 貸与奨学生は、在学中の間、毎年4月末日までに奨学金貸与継続願書に在学証明書を添えて提出しなければなりません。当課により所定の様式を送付しますので、期限までに提出してください。

(3) 留学、病気その他の理由により休学した場合、貸与は停止となりますので、すみやかに届け出てください。

(4) 貸与奨学生の生計を主として維持する者等が市外転出した場合、奨学生の貸与は終了となりますので、すみやかに届け出てください。

(5) 貸与奨学生は、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、10年以内に返還しなければなりません。（無利子）

なお、納付期限を超過した場合は、遅延損害金が発生します。

返還金は、いつでも繰り上げて返還することができます。

書式 1

出願者氏名	単身赴任（主たる生計維持者別居）についての証明書
<hr/>	
<用 途>	貸与型奨学金申請のため
<提出先>	長崎市教育委員会総務課総務係
<事業主又は所属長証明欄>	
◆氏 名	_____
◆現在の勤務地（住所）	_____
◆発 令 期 間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日
上記のとおり証明いたします。	
令和 年 月 日	会社名
	代表者又は所属長名
	会社印

書式 2

出願者氏名	就職・転職者についての証明書
<hr/>	
<用 途>	貸与型奨学金申請のため
<提出先>	長崎市教育委員会総務課総務係
<事業主又は所属長証明欄>	
◆氏 名	_____
◆入 社 年 月 日	_____年 月 日
◆支払見込給与月額	_____円
◆賞 与 の 有 無	有（支払見込年額 _____円） / 無
上記のとおり証明いたします。	
令和 年 月 日	会社名
	代表者又は所属長名
	会社印

書式 3

出願者氏名	海外赴任についての証明書
<hr/>	
＜用 途＞ 貸与型奨学金申請のため	
＜提出先＞ 長崎市教育委員会総務課総務係	
＜事業主又は所属長証明欄＞	
◆氏 名	_____
◆現在の勤務地	_____
◆発令期間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日
◆前年中の総支払金額	_____円
上記のとおり証明いたします。	
令和 年 月 日	
	会社名
	代表者又は所属長名
	会社印